

平成20年度の保険医療材料価格制度改革 (既存の機能区分の見直し)

供給が著しく困難な特定保険医療材料における機能区分の見直しには一定の配慮をするなど、より適切なものとなるよう検討することとした。

ただし、当該機能区分の基準材料価格改定前の基準材料価格を超えることはできない。



ただし、当該機能区分の基準材料価格改定前の基準材料価格を超えることはできない。
(供給が著しく困難な特定保険医療材料における機能区分の見直しに係る場合を除く。)